

千葉県認知症対応型サービス事業管理者等研修事業実施要綱

1 目的

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につけることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、千葉県（以下「県」という。）とする。なお、研修の実施については、知事が適当と認めた機関に委託して実施するものとする。

3 関係機関との連携

県は、事業の実施にあたりその円滑な運営を図るため、市町村、保健所、千葉県精神保健福祉センター、認知症疾患医療センター、その他関係機関との連携に努めることとする。

4 事業内容

(1) 研修対象者

千葉県内（千葉市を除く）に所在地を有する単独型・併設型指定認知症対応型通

所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者。

(2) 実施内容

研修対象者に対して、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得させるための研修とする。

(3) 受講の申し込み及び決定

ア 受講希望者は、所属する事業所等が所在する市町村の長に、千葉県認知症対応型サービス事業管理者等研修受講申請書（別記様式1-1、別記様式1-2）により、受講を希望する旨申し出るものとする。

イ 受講希望者の申し出を受けた市町村の長は、受講希望者を精査し、優先順位を付けて取りまとめた上で千葉県認知症対応型サービス事業管理者等研修受講申請書（別記様式1-3、別記様式1-4）を知事に提出するものとする。

ただし、事業所の新規開設を予定する事業者等からの推薦があった場合は、市町村の長が当該事業所の開設申請内容等を十分に審査した上で選定し、必要と認めた場合には、推薦書（別記様式2）を添えるものとする。また、別記様式3も併せて提出するものとする。

ウ 知事は、市町村の長からの提出に基づき適当と認められる者を研修生として決定し、研修生名簿（別記様式4）に登録する。

エ 知事は、受講者を決定したときは、受講希望者の所属する事務所等の長へ別記様式5により通知するものとする。

(4) 修了証書の交付

知事は、所定の課程を修了した研修生に対し、修了証書（別記様式6）を交付するものとする。

(5) 受講状況の通知

知事は、各受講者の受講状況について、各所属事務所を開設する市町村の長あてに通知するものとする。

(6) 費用

研修生は、原則として研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月15日から施行する。なお、本要綱の施行に伴い「千葉県認知症高齢者グループホーム管理者研修事業実施要綱」を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月14日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年 2月14日から施行する。